

下水道使用料等の 改定について

— 下水道事業の経営改善に向けて —

上下水道課

1

下水道事業とは

◎目的

「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」（下水道法第1条抜粋）

◎位置づけ

下水道事業は「公営企業」（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

◎公営企業とは

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。

（例：水道事業・下水道事業・病院・交通・宅地造成など）

2

公営企業の経営

- 公営企業は、一定の財貨又はサービスを継続的に住民に提供することを目的としており、その供給には当然一定の経費が必要となります。このような経費は、事業によって供給される財貨又はサービスを受ける者が、その対価として受益の程度に応じて負担することになります。このように、公営企業は、受益者が負担する額のみをもって、その経費をまかない、自足的に事業を継続していくという独立採算制が基本原則とされています。しかし、公営企業には本来採算をとることが困難な事業でも、公共的な必要から採算性を無視しても実施しなければならない場合があります。このような事業に要する経費は、公営企業に負担させることは不相当と考えられます。
- このような考え方から、公営企業については、受益者負担の原則になじまない経費について独立採算の枠からはずして、公営企業の設置者たる地方公共団体そのものが一般会計等において負担すべきものとされています。
 1. その性質上地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
(法第17条の2第1項第1号経費)
 2. 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(法第17条の2第1項第2号経費)

3

下水道事業の経営原則

◎雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則。

- 「雨水公費」とは、雨水の排除に要する経費については、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
- 「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかことから、私費（使用料）により負担。

※ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

(地方公営企業法第17条の2 経費負担の原則)

4

なぜ、使用料の見直しが必要なのか？

◎経費を使用料で賄えていない！

▼使用料回収率（使用料単価÷処理原価）の状況

令和3年度決算	公共下水道	66.4%
	特定環境保全公共下水道	70.1%
	農業集落排水事業	22.6%

◆全事業平均 使用料単価170.1円
処理原価 250.7円

★汚水処理に必要な費用のうち、**67.9%**しか使用料で賄えていない。

不足分は、**基準外繰入金で補填！！**

◎基準外繰入金の問題点

基準外繰入金の原資は、一般会計の一般財源（町税など）から捻出されている。下水道事業会計の補填のために、町道改修・街路灯の整備など社会資本の整備に加え、町独自の施策など、政策的に使える資金が減少している。

◎基準内繰入と基準外繰入

▼基準内繰入

地方公営企業法の規程により、国が下水道事業の経費のうち一般会計等が負担すべきとした費用の基準【繰入基準】（総務省通知）に基づき実施される繰入金

⇒**国からの財政支援（地方財政措置）**がある。

※処理原価の算定からは除外される。

▼基準外繰入

繰入基準（総務省通知）に該当しない一般会計等からの繰入金。

⇒**財政支援なし。（単費）**

※国の定めた繰入基準以外で、一般会計との覚書等により繰入れたものも基準外繰入になります。

※**官庁会計方式の場合、単純に収入不足を補填**

するために繰入れられていることから、**赤字補填**の意味合いが強い。

5

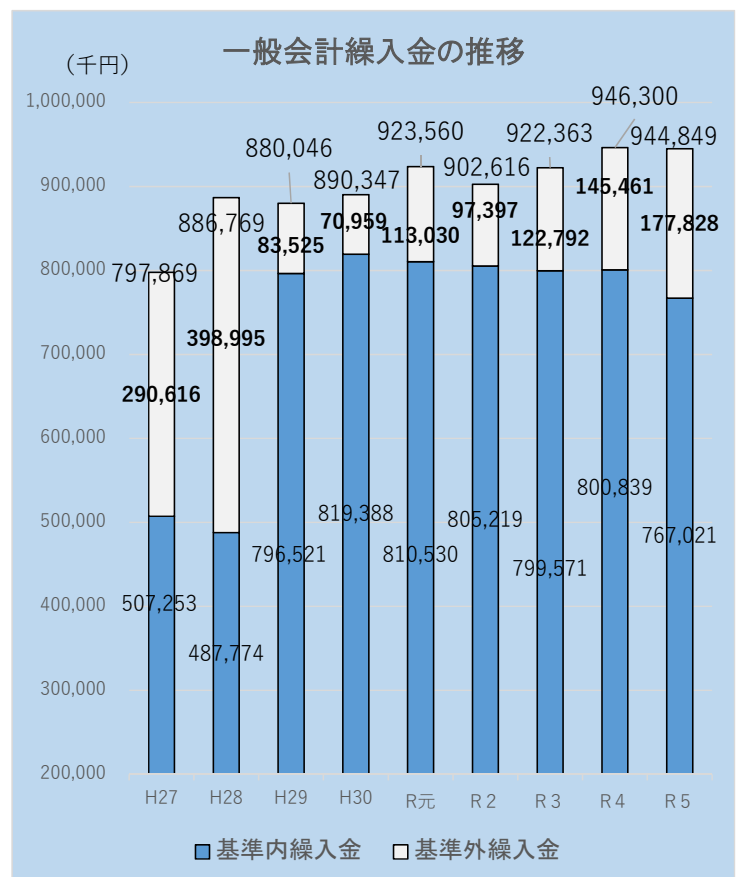
下水道事業の現状

下水道事業は、平成6年度に岩滝地域、平成7年度に野田川地域・加悦地域で供用開始している。令和3年度末で、面整備の整備率は、99.3%と概成しています。水洗化率は、82.6%と低い水準にありますが、徐々に向上しています。

経営面では、平成29年に合併後初めての使用料改定を行いました。現在でも毎年、一般会計から9億円を超える繰入を行っている状況です。

その内の1億円程度が基準外繰入となっています。

今後、繰入金総額は、企業債償還額の減少に伴い減少する見込みですが、基準外繰入金は、使用料収入の減少などにより増加する見込みとなっています。



6

下水道事業の将来見通し

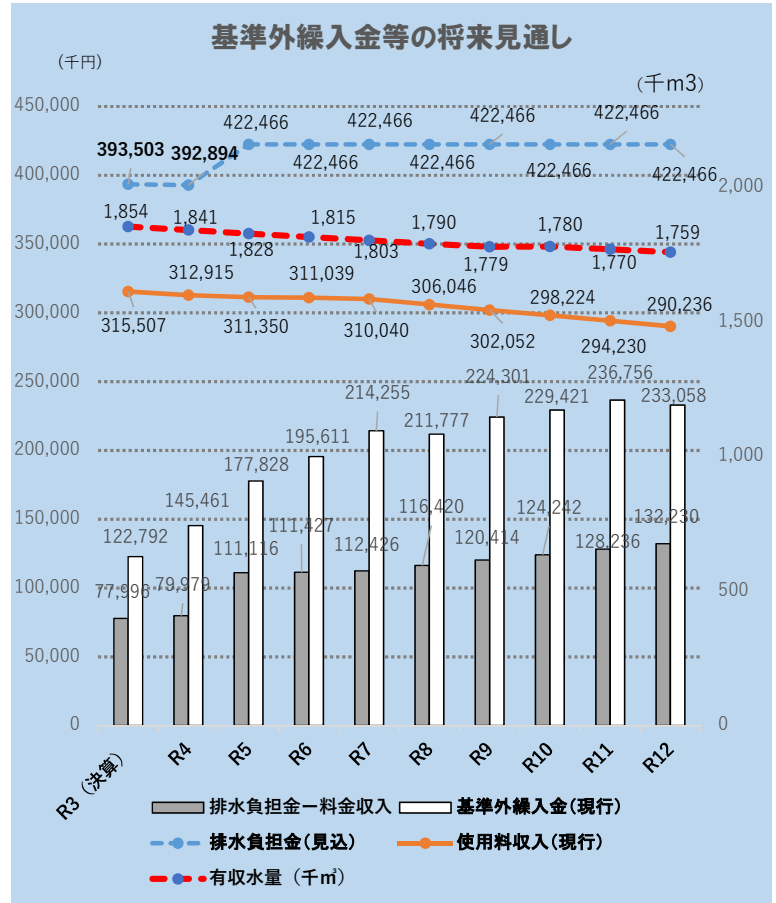
有収水量、使用料収入、京都府流域下水道排水負担金、基準外繰入金の将来見通しは、右図のとおりです。

有収水量は、令和3年度をピークに、人口減少などの影響により減少し、同様に使用料収入も減少する見込みです。

使用料収入の減少により基準外繰入金が増加する見込みです。

※京都府流域下水道事業排水負担金は、令和5年度から新たな契約となることから、最終年の額を引き続き計上しています。

※有収水量：使用料を徴収する根拠となった水量



令和4年度下水道事業特別会計予算の状況

令和4年度予算の会計規模は、歳入歳出総額16億3,830万円です。

その多くは、公債費(約9億9,500万円)で、財源として一般会計からの基準内繰入金や資本費平準化債(公営企業債)を充てています。

使用料収入約3億1,300万円に対して、維持管理費は約4億8,100万円となっており、使用料収入で維持管理に係る費用を賅っていない状況です。

令和4年度予算

歳入	金額
分担金・負担金	4,042
使用料・手数料	313,277
財産収入	14
他会計繰入金	946,300
うち基準内	800,839
うち基準外	145,461
繰越金	134
諸収入	15,033
町債	359,500
歳入合計	1,638,300

歳出	金額
総務費	40,369
維持管理費	480,806
事業費	122,075
公債費	994,689
予備費	361
歳出合計	1,638,300

経営改善に向けたこれまでの取り組み

○執行体制

- ・機構改革(H27)
水道課⇄下水道課 → 上下水道課
- ・職員数の推移(H18 → R4)
9人 → 4人(△56%)
- ・人件費(予算比較 H18 →R4)
68,686千円→28,973千円
(△58%)

○委託の推進

- ・マンホールポンプ維持管理業務
→ 民間業者
- ・農集排水処理場維持管理業務
→ 民間業者
- ・料金収納関係業務
→ 水道事業

○事業計画

- ・計画排水処理区域の見直し
事業計画区域
全体計画 904.7ha
→ 885.1ha

○流域下水道事業への要望活動

- ・流域下水道排水負担金の減額要望
H30契約更新時 要望書の提出
→ 排水負担金単価 ⇒ △2円/m³
※約5,500千円/年の減額効果

9

令和2年度上下水道審議会答申 ① 【R2.12.24】

要 旨

1. 水道料金・・・据置
2. 下水道使用料・・・改定が必要
※流域下水道排水負担金と
同等の水準を目標
試算では、令和3年度で平均29%の改定
が必要。
段階的な改定を含めて検討。
3. 農業集落排水処理施設使用料
下水道使用料と同一とすることは妥当。
4. その他
 - ・水道加入負担金
近隣市町と同等の水準にすること。
(改定済)
5. 付帯意見
 - ①改定時期 ⇒ 令和3年10月を目途
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響
を考慮して判断すること。
 - ②生活困窮者への対応
福祉減免制度の創設を求める。
※減収分は福祉施策として一般会計から
補填すること。
 - ③住民への周知
上下水道事業の現状や今後の見込みを説明
し料金改定の理解を得ること。
 - ④2か月検針への移行
早期移行が望ましい。

10

令和2年度上下水道審議会答申 ② 【R2.12.24】

⑤外部委託等について

委託の内容や目的を丁寧に説明し、民間にできることは民間に委託し、経費削減・組織強化を図ること。また、近隣の事業者と連携し、費用削減効果が見込めることは、積極的に取り組むこと。

⑥一般会計繰入金について

交付税措置のある繰入は、減額することなく繰入れし、地勢や地形などの影響で高額とならざるを得ない上下水道利用者の負担軽減を図ること。

⑦下水道事業の経費削減等

京都府に対して、流域下水道事業への引き続きの支援を要望すること。

し尿の下水道直接投入に関する計画を早期に策定すること。

⑧水洗化の促進

公共水域の水質改善及び住環境のさらなる改善のため水洗化率の向上に努めること。また、水洗化率80%余りの状況は、使用料収入の面からも改善の余地がある。水洗化の推進に努めること。

⑨定期的な事業評価の実施について

概ね4年ごとに事業内容を検証し、必要な対処を行うこと。

⑩上下水道課の組織体制について

専門知識・経験が必要な上下水道事業にあつては、年齢構成を考慮し、必要な人員を確保するとともに計画的に人材育成・技術継承を行い組織体制の強化を図ること。

下水道使用料改定の方針

□令和2年度上下水道審議会の答申に基づき、下水道使用料の改定に取り組めます。

□使用料の改定は、家計への負担を考慮して段階的な改定とします。

□第1段階は、答申にある流域下水道排水負担金との差額のおおむね50%の改善を目指して、令和3年度決算を参考に平均改定率13.10%の提案を予定しています。

※令和3年度（決算）の排水負担金に対する使用料の不足割合

24.8%（排水負担金／使用料－1） ⇒ 約25%の改定が必要

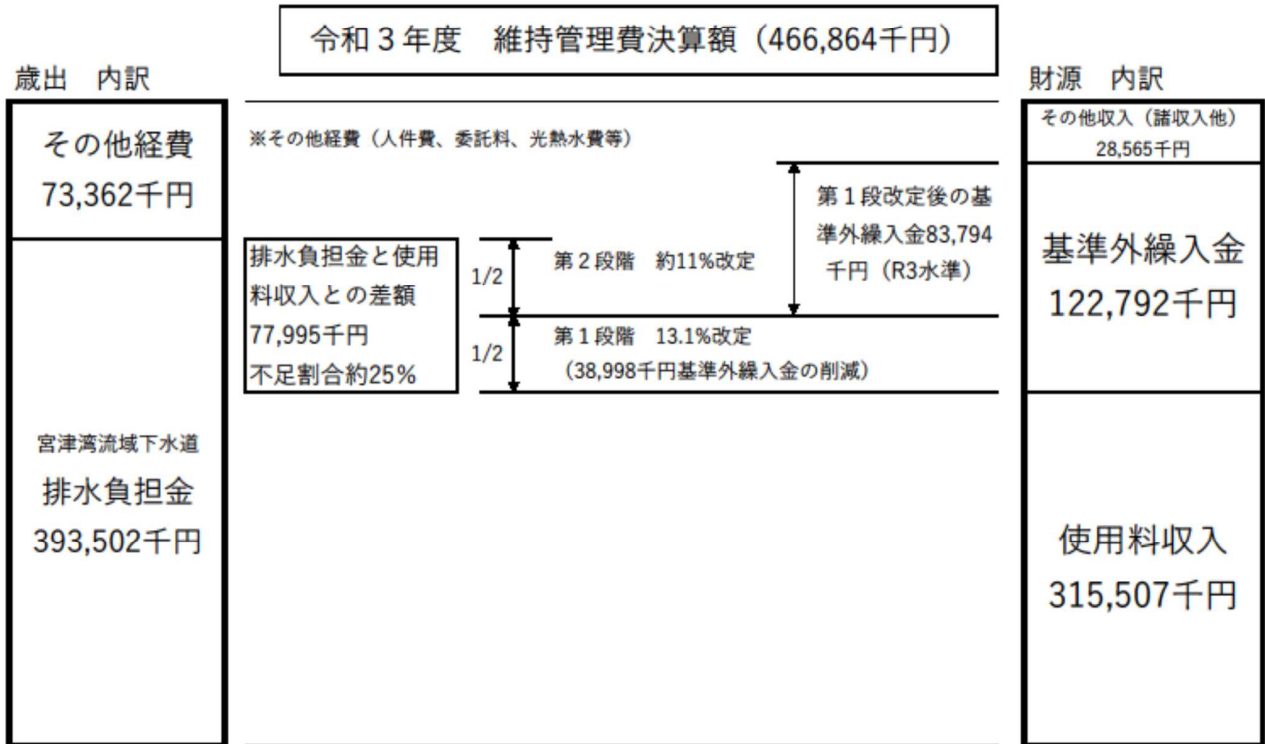
□改定時期は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和5年度中の改定に向けて準備を進めます。

□第2段階は、令和8年度に平均改定率11%の改定を予定しています。

□生活困窮者・生活弱者等への対応として、「福祉減免制度」を下水道使用料改定にあわせて創設します。

下水道使用料改定の方針 ②

【下水道使用料改定のイメージ】



下水道使用料改定案

平均改定率 13.10% 【税抜き】

使用料金 比較表

使用水量別比較表

基本料金	基本水量 (m3)	現 行 (円)		改定案 (円)		増加額 (円)		改定率 (%)
	8	1,196	1,350	154	12.88			
10	1,296	—	—	—				
従量料金	事項 \ 水量	9~10m3	11~20m3	21~30m3	31~40m3	41~50m3	51~100m3	101~
	現 行 (円)	—	139	148	158	163	172	182
	改定案 (円)	60	158	168	180	185	195	207
	増加額 (円)	—	19	20	22	22	23	25
	改定率 (%)	—	13.67	13.51	13.92	13.50	13.37	13.74

使用量 (m3)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	増加額 (円)	改定率 (%)
8	1,196	1,350	154	12.88%
10	1,296	1,470	174	13.43%
20	2,686	3,050	364	13.55%
30	4,166	4,730	564	13.54%
40	5,746	6,530	784	13.64%
50	7,376	8,380	1,004	13.61%
100	15,976	18,130	2,154	13.48%
200	34,176	38,830	4,654	13.62%
500	88,776	100,930	12,154	13.69%
1000	179,776	204,430	24,654	13.71%
2000	361,776	411,430	49,654	13.73%

近隣市町との比較（現行下水道使用料）【令和4年5月】

(税抜き 単位：円)

	基本 料金	基本 水量	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³	200m ³	1,000m ³	2,000m ³
与謝野町	1,196	8	1,296	2,686	4,166	5,746	7,376	15,976	34,176	179,776	361,776
宮津市	1,286	10	1,286	2,856	4,696	6,696	8,696	20,146	45,846	265,446	564,446
京丹後市	710	5	1,442	2,906	4,370	5,833	7,297	14,887	31,159	161,342	324,070
福知山市	1,040	5	1,370	2,420	3,820	5,570	7,320	17,070	36,570	192,570	387,570
綾部市	1,000	0	1,400	2,500	4,500	5,000	8,500	18,500	44,500	267,500	547,500
舞鶴市	796	5	1,126	2,786	4,446	6,106	7,766	16,616	34,316	175,916	352,916
順位			4	4	5	4	4	5	5	4	4
差			△146	△220	△530	△950	△1,320	△4,170	△11,670	△87,724	△202,670

※「順位」は、高額な順。「差」は、1位との差額。

近隣市町との比較(改定後下水道使用料)【令和4年5月】

(税抜き 単位：円)

	基本 料金	基本 水量	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³	200m ³	1,000m ³	2,000m ³
与謝野町	1,350	8	1,470	3,050	4,730	6,530	8,380	18,130	38,830	204,430	411,430
宮津市	1,286	10	1,286	2,856	4,696	6,696	8,696	20,146	45,846	265,446	564,446
京丹後市	710	5	1,442	2,906	4,370	5,833	7,297	14,887	31,159	161,342	324,070
福知山市	1,040	5	1,370	2,420	3,820	5,570	7,320	17,070	36,570	192,570	387,570
綾部市	1,000	0	1,400	2,500	4,500	5,000	8,500	18,500	44,500	267,500	547,500
舞鶴市	796	5	1,126	2,786	4,446	6,106	7,766	16,616	34,316	175,916	352,916
順位			1	1	1	2	3	3	3	3	3
差			28	144	34	△166	△316	△2,016	△7,016	△63,070	△153,016

※「順位」は、高額な順。「差」は、1位との差額（1位の場合は、2位との差額）

近隣市町との比較(改定後上下水道料金) 【令和4年5月】

(税抜き 単位：円)

	基本料金	改定	10m3	20m3	30m3	40m3	50m3	100m3	200m3	1,000m3	2,000m3
与謝野町	2,779	H29.6	2,999	6,199	9,599	13,219	16,889	36,189	75,989	394,389	792,389
宮津市	3,013	R2.10	3,109	6,359	10,229	14,259	18,289	41,189	92,089	506,889	1,049,889
京丹後市	1,628	H27.3	3,178	6,278	9,378	12,578	15,778	32,596	68,323	362,141	729,414
福知山市	1,980	H29.7	3,285	5,485	8,285	11,435	14,585	32,335	67,835	354,335	714,335
綾部市	2,150	H28.4	3,050	6,300	10,720	15,170	19,620	41,870	86,370	500,370	1,025,370
舞鶴市	1,360	R2.4	2,186	5,576	8,966	12,356	15,746	33,246	68,246	361,046	721,046
順位			5	4	3	3	3	3	3	3	3
差			△286	△160	△1,121	△1,951	△2,731	△5,681	△16,100	△112,500	△257,500

※「順位」は、高額な順。「差」は、1位との差額

改定後の見通し

使用料改定後の有収水量、使用料収入、基準外繰入金の将来見通しは、右図のとおりです。

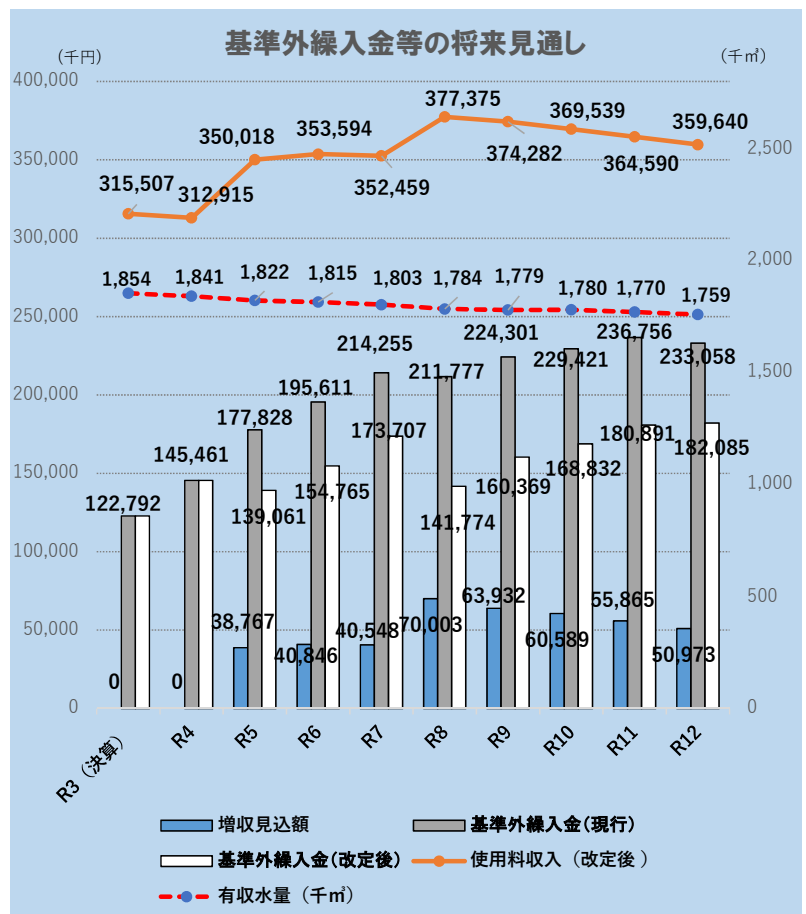
※第2段階 (R8 11%改定) も見込む

有収水量は、使用料の改定に伴い令和5年度と令和8年度にそれぞれ1%程度の一時的な減少を見込んでいます。

改定により年平均52,000千円の増収が見込めます。

効果額は、令和5年から令和12年までの8年間で、約421,000千円の基準外繰入金の削減を見込みます。

改定後の基準外繰入金は、139,000千円～182,000千円と依然として高い水準となっており、答申のとおり定期的な検証を行い、必要な措置を講じていく必要があります。



今後の取り組み

- 下水道計画区域を見直し、投資の抑制を図ります。
- 宮津湾流域下水道事業排水負担金の見直しに関連して、京都府に対して、支援を要請するための要望活動を行います。
- 既存施設の老朽化調査を実施し、適切な維持管理のもと施設の長寿命化に努めます。
- 下水道台帳の電子化を行い事務の効率化を図ります。
- 下水道事業の法適用化を実施し、経営の見える化を図ります。
- 京都府を中心とした広域連携に取り組めます。
- 未接続世帯へ水洗化を促し水洗化率の向上に努めます。
- 定期的に使用料の水準について検証を行い、経営改善のために必要な対応を行います。